

平成24年7月27日
復興庁

復興推進計画の認定について

6月29日付けで、南相馬市から申請のあった復興推進計画について、7月27日付けで認定します（認定番号福島第5号）。概要は以下のとおりです。

記

● 建築基準法に係る特例措置

【対象区域】

南相馬市全域

【特例措置の内容】

建築基準法により応急仮設建築物の存続期間は2年3か月とされているところ、本計画の認定により、計画中に個別に掲げられた仮設建築物の安全性等が確認された場合には、計画に定められた期間内で当該仮設建築物の存続期間を延長（1年以内ごと）することが可能となるもの。

認定を受けた復興推進計画については、復興庁ウェブサイト（<http://www.reconstruction.go.jp/>）に掲載する予定です。

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 前島、臼井、松田

TEL：03-5545-7234

福島復興局 坂、鈴木

TEL：024-522-8519